

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 1 月 31 日

株式会社シンコーホールディングス

代表取締役社長 吉田香太郎

問合せ先： 取締役管理本部長 本郷英貴

TEL03-5797-7318

URL <https://www.shinko-hd.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには顧客・株主・従業員・協力会社をはじめ、全ての人々との信頼関係を大切にし、経営の効率性、健全性、透明性を高め、社会の発展に貢献するとともに、コンプライアンスの徹底のための施策を通じて企業価値の向上に努め、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉田香太郎	260,000	54.1
吉田広美	80,000	16.6
應矢満弦	40,000	8.3
岩本達平	30,000	6.2
松井祐次	20,000	4.1
高木純也	20,000	4.1
梅本 功	20,000	4.1
西野俊介	10,000	2.0

支配株主名	吉田香太郎、吉田広美
-------	------------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	10 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	101 人
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していません。
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	設置していません。
----------------------------	-----------

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していません。
定款上の監査役の員数	3 名以内
監査役の人数	1 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査は、監査役 1 名で行われております。年間の監査方針及び監査計画を策定するとともに、定時取締役会に常時出席し適切な意見具申、取締役の職務執行について監査を実施し、意思疎通及び情報交換による重要事項の共有を図っております。さらに経営会議その他の重要な会議に出席し、意見具申するとともに、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監査を実施しており、税理士・行政書士としての専門的な知見を有し独立した立場から経営監視をすることとしています。また、適宜会計監査人及び内部監査人（管理本部長）と連携し、実効性のある監査役監査を実施しております。

内部監査は代表取締役の命により、内部監査人（管理本部長）および、経理課長 1 名が業務を担当しています。内部監査人は、年間内部監査計画を策定し、業務及び会計に関わる経営活動に対して全般的な監査を実施しております。

内部監査規程により内部監査人は、代表取締役の承認を得て、他の社員（取締役含む）を内部監査にあたらせることができることから、管理本部の監査は前任の管理本部長（取締役）が指名され行われており、相互にけん制する体制を取っています。

内部監査人は監査法人と適宜面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

これらの監査役、会計監査人及び内部監査人においては、それぞれの監査結果や保有する重要な事項について、適宜連絡、協議及び意見交換等を行っております。

監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している。
社外監査役の人数	1 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係（※1）												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩瀬世二	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していません。
---------------------------	-----------

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者がいないため個別報酬の開示はしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会で承認された役員報酬の限度内で、同業種や同規模企業での役員報酬の相場を参考に、過年度の報酬実績、個々の役割、役員評価項目の評価および管掌部門の目標達成度を鑑み、取締役報酬については取締役会の決議による委任に基づき代表取締役社長 吉田香太郎が、監査役報酬については株主総会で決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対し、管理本部が日常的に情報共有に努め、取締役会付議案を必要に応じて関連資料とともに送付及び説明することにより、十分な審議や円滑化を図り、社外監査役の監督機能が有効になるようサポート体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会

当社取締役会は、6名の取締役で構成されており、法令、定款及び株主総会決議に基づき、当社の取締役会規程並びにその他の規程及び連結子会社の規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備しております。

(2) 経営会議

当社の経営会議は当社の取締役、議事関連部門長、部長にて随時行われており、経営に関する重要事項の審議・報告をしております。取締役会での決定を受けてグループ全体の業務執行にあたっての方向付け、執行部門の決定、責任と権限の明確化を行い業務執行の円滑化を図るとともに、取締役会での決議を必要とする事項の取りまとめ方針などを決定しております。また、経営会議の審議のうち、取締役会の決議事項については、あらためて取締役会で決議しております。

(3) 内部監査

当社は内部監査部門として、管理本部長が代表取締役の承認を得て、経理課長1名の計2名体制で内部監査を実施しております。内部監査規程において内部監査人は、代表取締役の承認を得て、他の社員(取締役含む)を内部監査にあたらせることができることから、管理本部の監査は前任の管理本部長(西野俊介取締役)が指名され行われており、相互にけん制する体制を取っております。このように当社の各部門及び子会社をカバーする体制としております。その体制にて行った監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っており内部監査人は監査役に対して監査実施状況について随時報告を行っております。

(4) 会計監査

当社はOAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年10月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏(当該事業年度を含む継続関与会計期間3会計期間)、田中荘治氏(当該事業年度を含む継続関与会計期間2会計期間)の2名であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名、その他2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査人を設置しております。重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役により、経営の監督・牽制機能を実行する体制としております。監査役は、取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスの違法性や著しく不当な職務執行がないか等、取締役の職務執行状況を常に監視する経営監督体制を確保しております。

当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において取締役が相互に監視し、かつ、監査役、会計監査人の意見を参考にすることにより、経営監視機能の実効性は確保しているものと考えており、上記の体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現時点では実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算であり、翌年1月に株主総会を開催しているため、特に開催日は集中していないと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主構成を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、決算情報、決算短信、発行者情報のほか、決算説明会資料やそれ以外の適時開示情報を掲載して参ります。
IR に関する部署(担	管理本部を IR 担当部署としております。

当者)の設置	
--------	--

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社ホームページを通じてステークホルダーに対して積極的かつ迅速に情報 開示を適時に行っていく方針です。 規程の制定は行っておりませんが、ステークホルダーとのコミュニケーション 推進を盛り込んだ会社の方針を策定し、社員等への研修、教育を通して周知徹 底を図るなど、今後検討すべき事項として考えております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	グループ会社 シンコー・克明工業(株)、共栄産業(株)におきましては、SDGs 認 証項目 11 項目において、GCC Japan の審査を受けて推進企業である事の証 明を受けております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	今後検討すべき事項として考えております。 当社では、ステークホルダーに対する情報提供等に関しましては、タイムリー ディスクロージャーを基本方針として、適時情報を東京証券取引所への開示を 実施するとともに、プレス発表やニュースリリースを行って参ります。その事 務局として、管理本部にて随時情報開示案件を確認しております。また、当社 ホームページにてディスクロージャーポリシーを掲載して参ります。 (ディスクロージャーポリシー) 当社は、株主、投資家の皆様に適時、適切 な情報をお届けするためにIR活動を行っております。情報の開示にあたって は、東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠して重要事実を開示するほ か、当該情報をすみやかに当ウェブサイトにも掲載いたします。またこのほか 当社の判断により、(株)シンコーホールディングスをご理解いただくために有効 と思われる情報についても、タイムリーに資料配布または当ウェブサイトに公 開してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担すること
で、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切
に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために「反社会的勢力排除規程」を策定し、研修や勉強会を
実施することで、当社の全役員・従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には

一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(ロ) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力等排除規程」を策定し、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、当社が新たな取引先と契約を締結する場合の契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしております。今後は、暴力追放運動推進センターの主催する「不当要求防止責任者講習会」に社員を参加させ、複数の不当要求防止責任者を社内にて育成することで、社内における反社会勢力に対応する体制を強化してまいります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

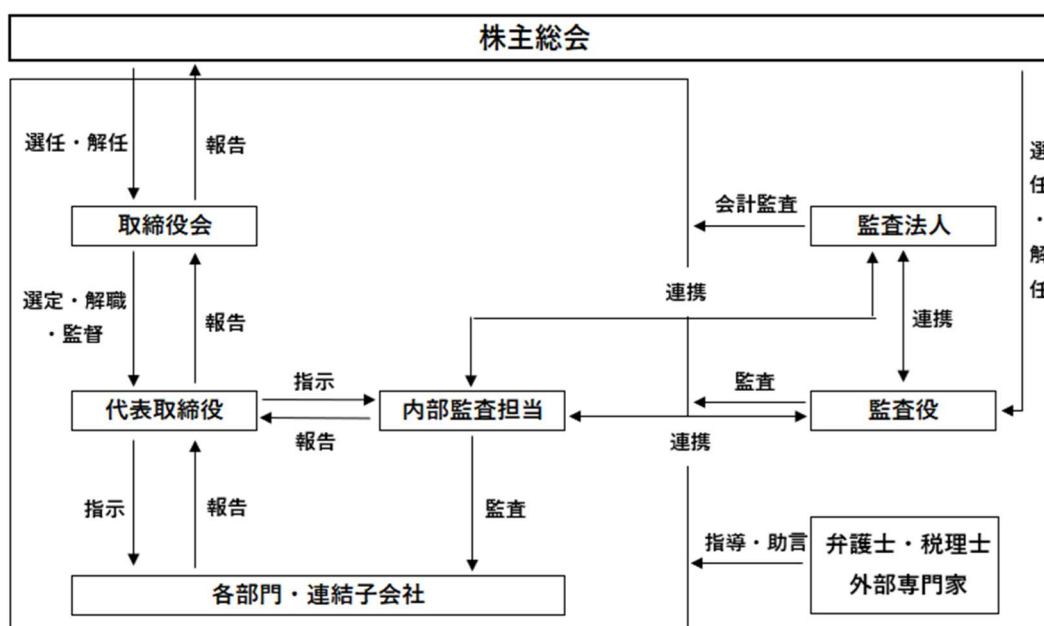
買収防衛策導入	導入しておりません。
---------	------------

該当項目に関する補足説明

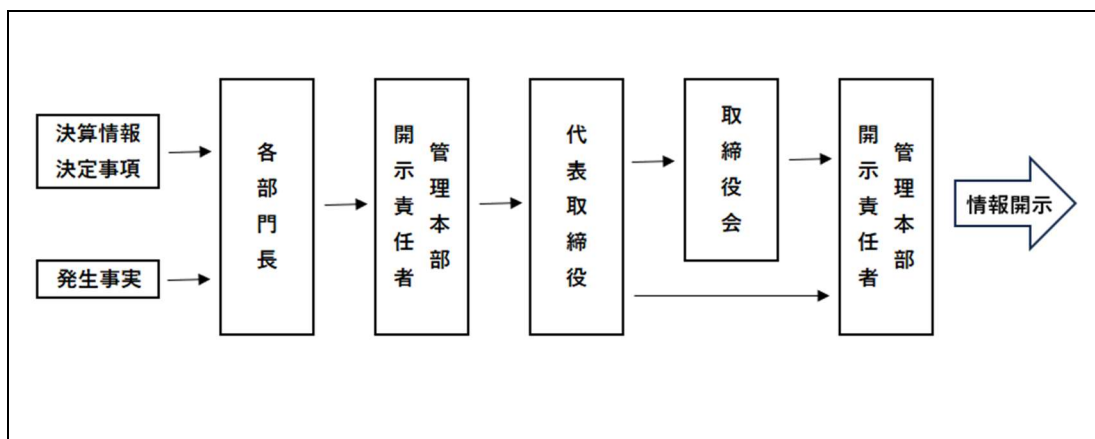
今後検討すべき事項として考えております。

1. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



(2) 当社の適時開示体制の模式図は、次のとおりであります。



以上